

天童市再犯防止推進計画の概要について

1 策定の趣旨

罪を犯した人たちの中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等に依存している、高齢で身寄りがないなど、生活する上での様々な困難により、社会の中で孤立することがあり、これらが再犯者率上昇の要因となっている。

犯罪がなく安全安心に暮らすことのできる地域社会を実現するために、地域住民の理解や協力を得ながら、罪を犯した人たちが円滑に社会の一員として復帰できるよう、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進などの支援制度を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「天童市再犯防止推進計画」を策定する。

2 内容

再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国の「第二次再犯防止推進計画」を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるもの。具体的には、「第1章 計画の基本的な考え方」「第2章 天童市の状況」「第3章 取組方針と重点課題」「第4章 取組みの内容」「第5章 支援体制～地域支援ネットワーク」とする。

3 これまでの経過

- 令和5年 9月 関係機関等へ計画策定の趣旨説明
- 令和5年10月 市の関係部署と計画案の検討・協議
- 令和5年11月 関係機関等と計画案の検討・協議
- 令和5年12月 議会への素案説明
- 令和6年 2月 パブリックコメントの実施
- 令和6年 3月 計画策定完了

4 その他

「天童市誰一人取り残さない社会に向けた検討委員会」 構成員

関係団体・機関	刑事・司法	天童警察署、山形保護観察所
	更生保護関係団体	天童地区保護司会、天童市更生保護女性会
	福祉関係団体	天童市社会福祉協議会、やまがた被害者支援センター、山形県地域生活定着支援センター